

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観光施設)</p> <p>第3条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が<u>5人</u>以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が<u>5人</u>以上であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する<u>情報処理関連施設</u>の座席数（情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。）が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(観光施設)</p> <p>第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が<u>10人</u>以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が<u>10人</u>以上であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する<u>情報関連施設</u>の座席数（情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。）が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。</p> <p>(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p>

ア 略

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5) 物流拠点施設（次号に定めるものを除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円以上であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(6) 物流拠点施設（賃貸する目的で設置するものに限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて10億円以上であること。

イ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(7)・(8) 略

（助成金の交付申請）

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあっては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設及び観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

ア 略

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する情報関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5)・(6) 略

（助成金の交付申請）

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場及び試験研究施設にあっては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設及び観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第12条関係)

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額 (土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の10 (特定分野工場にあっては、100分の15 (希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30)) を乗じて得た額 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額 (業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の10 (特定分野工場にあっては、100分の15 (希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30)) を乗じて得た額 (2) 略

備考 略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地	次に掲げる額の合計額

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第12条関係)

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県又は県土地開発公社の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額 (土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の10 (特定分野工場にあっては、100分の15) を乗じて得た額 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額 (業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の10 (特定分野工場にあっては、100分の15) を乗じて得た額 (2) 略

備考 略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県又は県土地開発	次に掲げる額の合計額

に設置する場合	(1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15（ <u>希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあつては、100分の30</u> ）を乗じて得た額
2 その他の場合	(2) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15（ <u>希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあつては、100分の30</u> ）を乗じて得た額 (2) 略

備考 略

3 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設（イに定めるものを除く。）

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額 (2) 助成金の交付申請時の新規常用雇員数とその申請前6月の各月末の新規常用雇員数と在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額か

公社の管理する土地に設置する場合

に設置する場合	(1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	(2) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額 (2) 略

備考 略

3 略

2 <u>その他の場合</u>	<p>ら500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) <u>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</u></p>
-----------------	---

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

イ 物流拠点施設（賃貸する目的で設置するものに限る。）

区 分	算 定 額
1 <u>県の管理する土地に設置する場合</u>	<u>投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の3を乗じて得た額</u>
2 <u>その他の場合</u>	<u>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の3を乗じて得た額</u>

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

5 略

4 略

第1号様式（第5条関係）
（その1）

（日本工業規格A列4番）

助成措置対象企業指定申請書（工場）

香 川 県 知 事 殿 年 月 日

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊤

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 工場の名称
- 2 工場の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
生 産 施 設 の 面 積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合にあっては、業務を廃止する工場の敷地面積、建築面積及び生産施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

〔 土 地 円 (m²、 年 月 日取得) 〕
〔 家 屋 円 〕
〔 償却資産 円 〕

5 従業員数 人
新規常用雇用の数

6 設置計画

(1) 着手（契約）予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の日録

第1号様式（第5条関係）
（その1）

（日本工業規格A列4番）

助成措置対象企業指定申請書（工場）

香 川 県 知 事 殿 年 月 日

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊤

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 工場の名称
- 2 工場の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
生 産 施 設 の 面 積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合にあっては、業務を廃止する工場の敷地面積、建築面積及び生産施設の面積を既存面積の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

〔 土 地 円 (m²、 年 月 日取得) 〕
〔 家 屋 円 〕
〔 償却資産 円 〕

5 従業員数 人
新規常用雇用の数
ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

6 設置計画

(1) 着手（契約）予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の日録

(その2)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(試験研究施設)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 試験研究施設の名称
2 試験研究施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 試験研究の用に直接供される部分の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合には、業務を廃止する試験研究施設の敷地面積、建築面積及び試験研究の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円

5 従業員数
新規常用雇用の数 人

6 設置計画
(1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の見録

(その2)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(試験研究施設)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 試験研究施設の名称
2 試験研究施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 試験研究の用に直接供される部分の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合には、業務を廃止する試験研究施設の敷地面積、建築面積及び試験研究の用に直接供される部分の面積を既存面積の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円

5 従業員数
新規常用雇用の数 人
ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

6 設置計画
(1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の見録

(その3)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設)

香川県知事 殿 年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
2 情報処理関連施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 端末機器を有する座席数.

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合には、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円
[土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円]

5 賃借料 (年間) 円
事務所 円
機器 (5年以上のリースに限る。) 円

6 従業員数 人
新規常用雇用者の数 人
新規短時間労働者の数 人

7 設置計画
(1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

8 添付図書の目録

(その3)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設)

香川県知事 殿 年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
2 情報処理関連施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 端末機器を有する座席数.

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合には、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円
[土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円]

5 賃借料 (年間) 円
事務所 円
機器 (5年以上のリースに限る。) 円

6 従業員数 人
新規常用雇用者の数 人
新規短時間労働者の数 人
ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

7 設置計画
(1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

8 添付図書の目録

(その4)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（物流拠点施設）

香 川 県 知 事 殿

年 月 日

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ⑥

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

〔 土 地 円 (m²、 年 月 日取得) 〕
〔 家 屋 円 〕
〔 償却資産 円 〕

5 従業員数 新規常用雇用の数 人

6 設置計画

- (1) 着手（契約）予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書目録

(その5)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（観光施設）

香川 県 知 事 殿

年 月 日

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 施設計画

敷地面積	㎡
建築面積	㎡
観光施設部分の面積	㎡
- 4 投下固定資産額 円

土地	円 (㎡、	年	月	日取得)	
家屋	円					
償却資産	円					
- 5 賃借料（年間）

家屋	円
償却資産	円
- 6 従業員数

新規常用雇用の数	人
新規短時間労働者の数	人
- 7 設置計画

(1) 着手（契約）予定年月日	年 月 日
(2) 完成予定年月日	年 月 日
(3) 業務開始予定年月日	年 月 日
- 8 添付図書の目録

(その4)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（観光施設）

香川 県 知 事 殿

年 月 日

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 施設計画

敷地面積	㎡
建築面積	㎡
観光施設部分の面積	㎡
- 4 投下固定資産額 円

土地	円 (㎡、	年	月	日取得)	
家屋	円					
償却資産	円					
- 5 賃借料（年間）

家屋	円
償却資産	円
- 6 従業員数

新規常用雇用の数	人
新規短時間労働者の数	人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。
- 7 設置計画

(1) 着手（契約）予定年月日	年 月 日
(2) 完成予定年月日	年 月 日
(3) 業務開始予定年月日	年 月 日
- 8 添付図書の目録

(その6)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (複合観光施設)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 施設計画
 - 敷地面積 m²
 - 建築面積 m²
 - 観光施設部分の面積 m²
 - 複合観光施設敷地面積 m²
 - 複合観光施設建築面積 m²
- 4 投下固定資産額 円

土 地 家 屋 償却資産	円 (m ² 、	年 月 日取得)
	円		
	円		
- 5 賃借料 (年間)
 - 家 屋 円
 - 償却資産 円
- 6 従業員数
 - 新規常用雇用の数 人
 - 新規短時間労働者の数 人
- 7 設置計画
 - (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
 - (2) 完成予定年月日 年 月 日
 - (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 添付図書目録

(その5)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (複合観光施設)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 施設計画
 - 敷地面積 m²
 - 建築面積 m²
 - 観光施設部分の面積 m²
 - 複合観光施設敷地面積 m²
 - 複合観光施設建築面積 m²
- 4 投下固定資産額 円

土 地 家 屋 償却資産	円 (m ² 、	年 月 日取得)
	円		
	円		
- 5 賃借料 (年間)
 - 家 屋 円
 - 償却資産 円
- 6 従業員数
 - 新規常用雇用の数 人
 - 新規短時間労働者の数 人
 - ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。
- 7 設置計画
 - (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
 - (2) 完成予定年月日 年 月 日
 - (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 添付図書目録

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第16号）附則第2項の規定の適用を受けた物流拠点施設、この規則の施行の日前に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をし、同日以後に設置される物流拠点施設及び同日から平成25年5月31日までの間に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする物流拠点施設に係る改正後の香川県企業誘致条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前」とあるのは、「平成25年5月31日（同日前に業務を開始し、又は製造業者等に賃貸する場合にあっては、業務を開始し、又は製造業者等に賃貸する日の前日）」とする。
- 3 前項に規定する物流拠点施設に係る指定企業については、新規則第9条の規定は、適用しない。
- 4 新規則第4条第2号イ並びに別表1の表及び2の表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行った企業について適用し、同日前に行われた同項の規定による申請に係る指定及び助成金の額の算定については、なお従前の例による。